

○第156回農薬専門調査会幹事会（公開）

日時：平成30年2月1日（木）14：00～15：18

議事概要：

（1）農薬（クロロタロニル）の食品健康影響評価について

・審議の結果、クロロタロニルの一日摂取許容量（ADI）を0.018 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.6 mg/kg体重、クロロタロニルの代謝物である2,5,6-トリクロロ-4-ヒドロキシソフタロニトリルのADIを0.0083 mg/kg体重/日、ARfDを0.025 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

\*殺菌剤で、きゅうり、茶等に使用します。今回、アスパラガス、バナナ等の残留農薬基準の変更に関する評価要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（2）農薬（プロベナゾール）の食品健康影響評価について

・審議の結果、プロベナゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.01 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を2 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

\*殺菌剤で、稲、はくさい等に使用されます。今回、魚介類への基準値設定の要請がなされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（3）農薬（メトキシフェノジド）の食品健康影響評価について

・審議の結果、メトキシフェノジドの一日摂取許容量（ADI）を0.098 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を設定の必要なしとし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

\*殺虫剤で、稲、キャベツ等に使用します。今回、ラズベリー、ブラックベリー等へのインポートトレランス申請がされています。

（4）農薬（アシベンゾラル-S-メチル）の食品健康影響評価について

・審議の結果、アシベンゾラル-S-メチルの一日摂取許容量（ADI）を0.077 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.5 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

\*殺菌剤で、今回、キャベツ、はくさいへの新規登録申請がされています。

（5）その他

・食品健康影響評価について調査審議する評価部会が以下のとおり指定された。

① テトラニリプロール

・評価第三部会において調査審議することとなった。

\*殺虫剤で、今回、稲、大豆等への新規登録申請がされています。また、魚介類への基準値設定の要請がされています。